

# 平成27年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	7		府省庁名 内閣府
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">不動産取得税</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">固定資産税</span> 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	地域再生事業実施のための土地・建物等の取得等に対する課税の特例		
要望内容 (概要)	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）、特例措置の内容</p> <p>地域再生計画に基づき、当該事業の用に供するために、当該認定地域再生計画に記載されている区域内の土地・建物等の取得等を行った場合に、下記の税制上の特例措置を講じる。</p> <p>①土地・建物等の所有者 地域再生計画に基づき一定の地域再生事業を実施する事業者へ土地・建物等の貸付を行う場合において、固定資産税を軽減</p> <p>②土地・建物等を取得して地域再生事業を行う事業者 地域再生計画に基づき一定の地域再生事業を実施するために土地・建物等の取得を行う場合において、不動産取得税・固定資産税を軽減</p> <p>(※) 対象となる地域再生事業については、今後の「まち・ひと・しごと創生本部」での議論を踏まえ、検討・整理予定。</p>		
関係条文			
減収見込額	<p>[初年度] — ( — ) [平年度] — ( — )</p> <p>[改正増減収額] — (単位：百万円)</p>		
要望理由	<p>(1) 政策目的 地域再生事業を実施するために土地・建物等を取得する事業者及び土地・建物等を事業者へ貸付する所有者に対して税制上の優遇措置を講じることにより、地域再生事業を行う事業者の増加や地域の空き店舗等の利活用を通じて、地域再生の推進を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 地域再生法に基づき、地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するために、事業者が新たに地域再生に資する事業を実施することをより容易にすることが重要であり、事業者及び土地・建物等所有者に対して、税制上の特例措置によるインセンティブを付与する必要がある。</p>		
本要望に対応する縮減案	—		
		ページ	7—1

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策6 地域活性化の推進 施策3 地域再生計画の認定
	政策の達成目標	地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生に資する取組を支援することで、地域再生の取組が強化されることを目標とする。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	平成28年度まで
	同上の期間中の達成目標	地域再生計画の計画期間が終了した地方公共団体に対する調査で、「目標を上回っている」「目標どおり」とした計画の割合：70%
	政策目標の達成状況	これまで認定された地域再生計画に記載された目標について、支援措置ごとの目標達成状況の割合は、「目標を上回っている」「目標どおり」をあわせて59.4%となっている。
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	地域再生事業を実施するために土地・建物等を取得する事業者及び土地・建物等を事業者へ貸付する所有者に対して税制上のインセンティブを付与することは、地域再生事業を実施する事業者の増加につながり、地域再生の促進として有効なものと考えられる。 また、本特例措置により、認定地域再生計画に記載されている区域内の空き店舗等の利活用の促進に寄与することで、既存ストックの活用や雇用創出等を通じて、地域の活性化に資する。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	本特例措置は、地域再生事業を実施する事業者及びその事業者へ土地・建物等を貸付する所有者に対する税制上のインセンティブを付与するものであり、地域における自主的・自立的な支援を促すものであることから、地域再生制度の趣旨に見合うものとして妥当である。
	ページ	7-2

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—
ページ	7—3